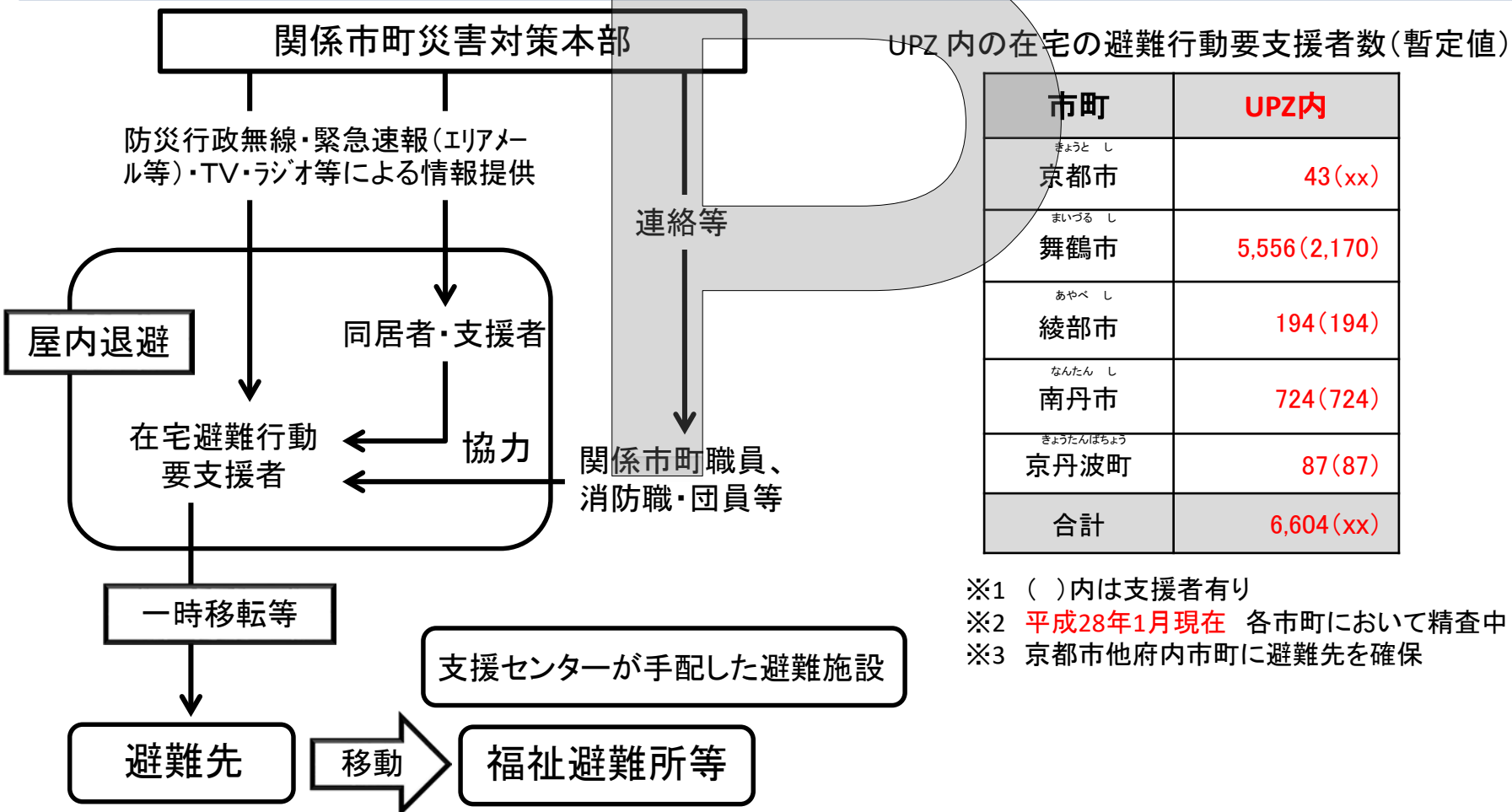


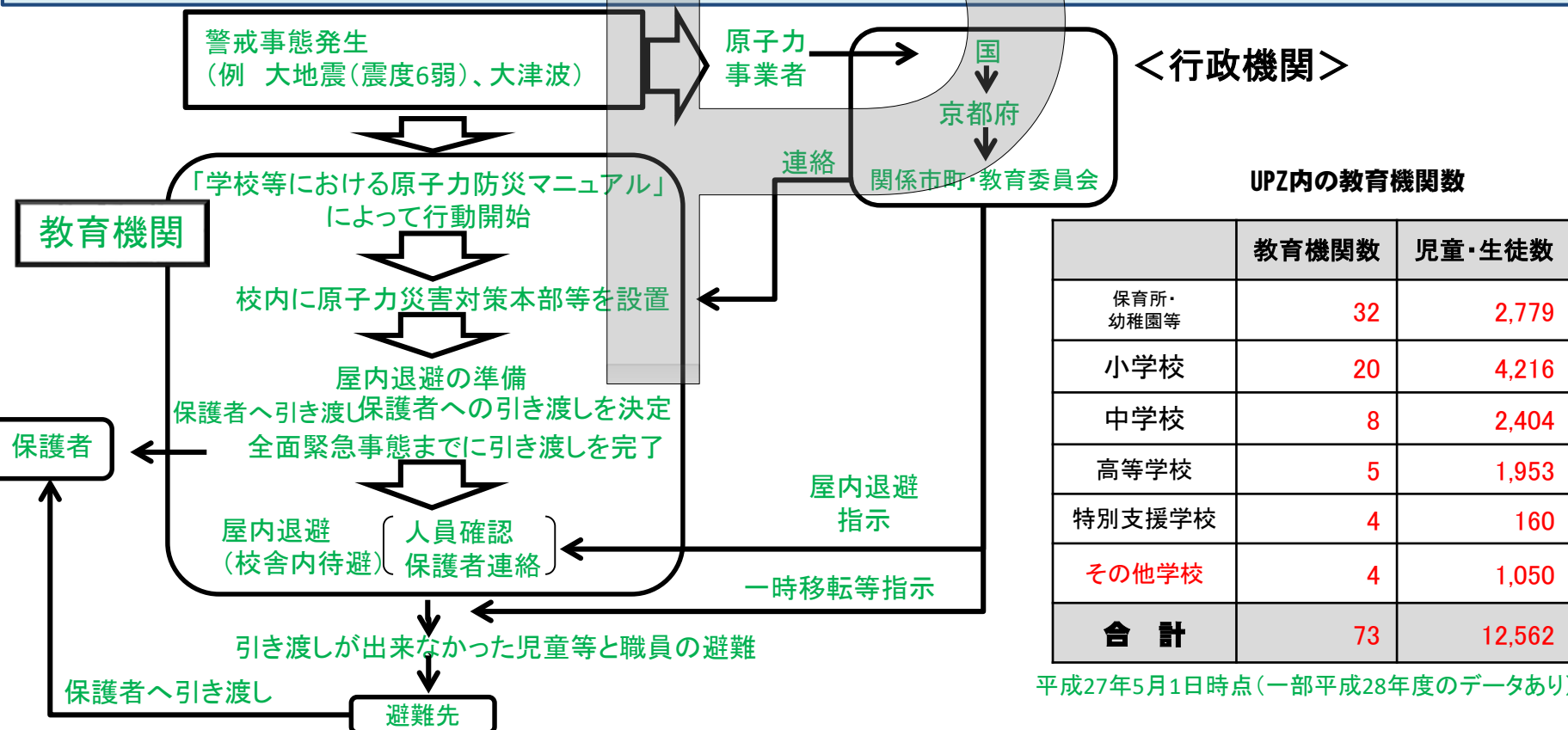
京都府のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ▶ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報（エリアメール等）、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ▶ 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は「京都府災害時要配慮者避難支援センター」に依頼し避難先を確保。
- ▶ 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。



京都府におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- ▶ 京都府では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置する。
- ▶ 情報収集、教育委員会（市町災害対策本部）との連絡、避難、屋内退避時における教職員の役割分担など、あらかじめ定めた計画を基本として、柔軟な対応を行う。
- ▶ 児童等は自宅の所在する地域の住民として避難することを原則とし、警戒事態において幼児、児童及び生徒の帰宅または保護者への引き渡しを決定して、保護者への連絡を開始し、全面緊急事態までに完了する。
- ▶ なお、引き渡しができない児童等は、屋内退避を実施し、一時移転等の指示が出された場合は職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。



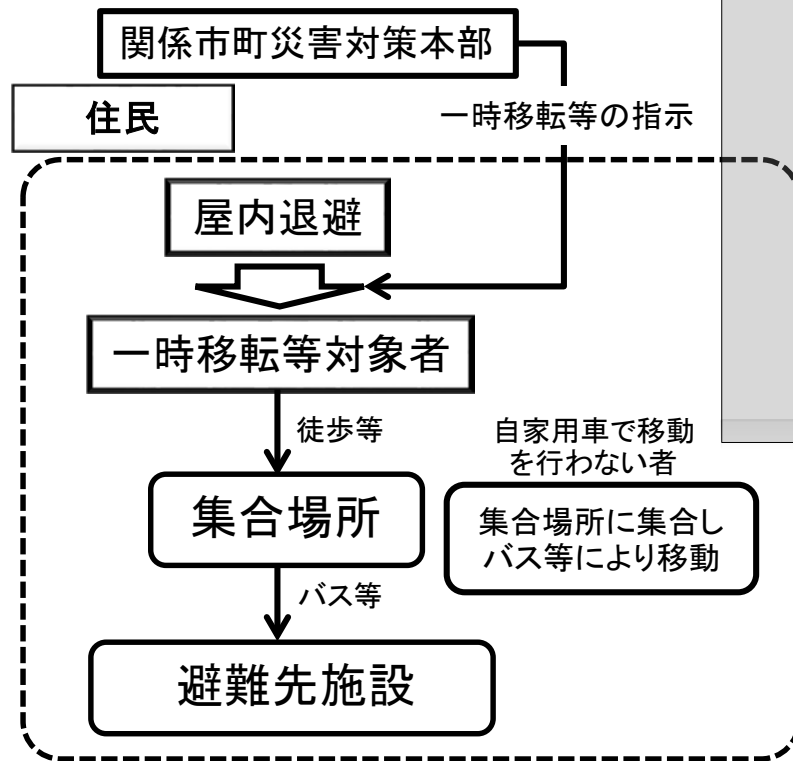
京都府におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時500 μ Sv超過の区域に対して数時間から1日以内に避難を、20 μ Sv超過の区域に対して概ね1週間程度内に一時移転を指示。
- 原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の市町災害対策本部より、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 京都府では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。

<UPZ内市町の避難先>

市町名	府内避難先		府外避難先	
	南方向	西方向		
京都市 298人	京都市(内)			
舞鶴市 81,177人	京都市、宇治市、 城陽市、向日市	※府外避難先と同一	兵庫県 徳島県	神戸市、尼崎市、 西宮市、淡路市 鳴門市、松茂町、 北島町
綾部市 1,684人	福知山市、亀岡市	福知山市		相生市、赤穂市、 宍粟市、たつの市、 太子町、佐用町
南丹市 3,499人	南丹市内	南丹市内	兵庫県	洲本市、南あわじ市
京丹波町 286人	京丹波町内	京丹波町内		芦屋市

※平成28年1月1日時点



➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートより避難を実施。

【凡例】
● 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地

広域避難先(府外避難)
神戸市
(東灘体育館、他71か所)
あまがさき
尼崎市
(中央地区会館、他60か所)
にしのみや
西宮市
(勤労会館、他64か所)

広域避難先(府外避難)
鳴門市
(市立大津西小学校屋内運動場、他31か所)
まつしげ
松茂町
(松茂町役場、他9か所)
北島町
(北島町総合庁舎内(公民館)、他19か所)

主な避難経路
国道27号⇒舞鶴西IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒綾部JCT⇒京都縦貫自動車道⇒沓掛IC

避難先(府内避難)
京都市
(京都市北青少年活動センター、他119か所)
宇治市
(伊勢田小学校、他32か所)
城陽市
(寺田南小学校、他12か所)
むこう
向日市
(勝山中学校(※確認中です))

主な府外避難経路①(神戸市、尼崎市、西宮市)
府道28号⇒舞鶴東IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川JCT⇒中国自動車道⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒唐櫃IC⇒六甲有料道路⇒箕谷JCT⇒阪神32号新神戸トンネル⇒国道2号⇒県道21号

主な府外経路②(鳴門市、松茂町、北島町)
府道28号⇒舞鶴東IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川JCT⇒中国自動車道⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒神戸北IC⇒山陽自動車道⇒神戸西IC⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒鳴門北IC

